

事業評価調書

◎基本情報

年度	令和3年	会計コード	35	介護保険	事業コード	25363
事業名	成年後見制度利用支援費					
評価担当課	所属名	保)高齢保健福 介護保険課				
	課長名	澤田 明美	担当者名	山本 萌	電話番号	011-211-2547
施策名	主	-				
	副					
アクションプラン	○ 対象 ● 対象外		戦略ビジョン	○ 対象 ● 対象外		
事業の性質	○ 経常経費 ● 臨時的経費					
	○ 内部管理 ○ 法定経費 ○ 指定管理					
事業内容	実施形態	○ 直営 ● 一部委託 ○ 全部委託 ○ 補助助成 ○ その他				
	目的	短期	親族、本人による申立が困難で支援が必要な認知症高齢者等について、適切に成年後見制度が活用されることで、後見人等による権利擁護を図る。			
		長期	認知症になっても安心して暮らし続けることができる地域づくりを図る。			
	取組内容	【目的】認知症高齢者等の権利擁護を図る。 【内容】親族による申立が困難な認知症高齢者等について、市長が後見開始の審判申立を行う。また、申立て費用及び後見人等の報酬について、本人の資力がない場合、市長申立てに限らずその費用を助成する。併せて、成年後見制度の利用を支援する体制の整備のため、成年後見制度に関する相談業務及び事務の一部を委託する。				
	実施結果	市長申立てが必要と認められる認知症高齢者について、適切に申立てを行い、権利擁護に寄与した(市長申立件数54件)。 また、市長申立て事案に限らず、本人に資力がなく一定の要件を満たしている場合に、申立て費用及び後見人等報酬の助成を行った(報酬助成件数121件)。				
事業実施における工夫点	事業の一部を適切な法人に委託することで事務及び経費の効率化を図った。					
対象者	成年後見制度の利用が必要な認知症高齢者等	開始	平成13年度	終了	0 年度	
関連法令・条例・要綱等	民法、老人福祉法、地域支援事業実施要綱、札幌市成年後見制度利用支援事業実施要綱					
他都市の状況	各市町村で必要に応じて要綱を定めて実施している。また、市長申立て以外の事案に対する報酬助成について、北九州市を除く全ての政令指定都市で実施している。					

◎事業費

(単位:千円)

	令和2年度決算	令和3年度予算	令和3年度決算	令和4年度予算	
事業費	8,939	27,521	22,085	25,951	
うち特定財源	8,939	27,521	22,085	25,951	
人工	0.3	0.3	0.3	0.9	
人件費	2,160	2,160	2,160	6,264	
計(事業費+人件費)	11,099	29,681	24,245	32,215	
事業費の内訳	令和3年度決算	委託料(人件費、事務費、助成額)21,388千円(うち助成額14,865千円) 申立手数料(直営)697千円 ※特別会計の事業のため、職員の人件費は事業費に含まれる			
	令和4年度予算	委託料(人件費、事務費、助成額)25,061千円(うち助成額17,317千円) 申立手数料(直営)890千円 ※特別会計の事業のため、職員の人件費は事業費に含まれる			

◎検証(振り返り)

活動指標1	指標名	成年後見制度に関する新規相談件数(高齢及び障がいの合算)				
	令和2年度実績	令和3年度予定	令和3年度実績	令和4年度予定		
	377件	400件	663件	450件		
活動指標2	指標名					
	令和2年度実績	令和3年度予定	令和3年度実績	令和4年度予定		
成果指標1	指標名	市長申立件数(高齢のみ)				
	令和2年度実績	令和3年度目標	令和3年度実績	令和4年度目標		
	39件	48件	54件	59件		
成果指標2	指標名	報酬助成件数(高齢市長申立分のみ)				
	令和2年度実績	令和3年度目標	令和3年度実績	令和4年度目標		
	40件	53件	50件	60件		
項目	判定	理由				
事業の成果 (目的をどの程度達成できたか)	A	親族等による後見開始の申立てが困難な認知症高齢者について、適切に申立てを行うとともに、市長申立て事案に限らず申立て費用及び後見人等報酬の助成を行うことで権利擁護に寄与した。				
事業規模 (事業ボリュームは適切か)	A	市長申立ての対象者は他に申立てを行う手立てがない者であり、後見人報酬等の助成対象者は所得要件を満たした者に限定していることから、制度の利用が必要な市民に対し適切に事業を実施している。				
事業の実施手法 (事業の効率性、実施主体は適切か)	A	市長申立てに係る必要書類の収集及び作成や相談業務等の事業の一部を適切な法人に委託しており、事務の効率化が図られている。また、同法人は法人後見や日常生活自立支援事業を実施していることから、これらの事業と連携した業務が行われており、権利擁護の観点からも妥当である。				
対象者の満足度 (対象者のニーズに込えているか)	A	市長による申立てが必要と認められる認知症高齢者について、適切に申立てを行い、権利擁護を図ることができている。また、低所得層であることを理由に制度の利用ができないということがないよう、費用助成の対象を拡大している。その他、成年後見制度に関する相談も委託先の法人で受け付けることにより、市民のニーズに込えている。				
市民参加の実施	<input type="checkbox"/> 企画 <input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 評価 <input checked="" type="checkbox"/> 対象外		市民参加結果への対応		<input type="checkbox"/> 回答 <input type="checkbox"/> 反映	
今後の改善点	令和3年7月から費用助成の対象を拡大しており、今後も制度を必要としている方への利用支援を進めていくために周知方法等を検討する必要がある。					
前回の評価	● A ○ B ○ C ○ 評価省略対象事業・前年度実施なし					
今年度取り組んだ見直し内容	今年度より費用助成の対象を拡大し、本人・親族申立て事案についても助成対象とした。			見直し効果額 (前年度)	0	千円
今回の評価	● A ○ B ○ C ○ 評価省略対象事業・前年度実施なし					
評価の理由	市長による申立てが必要と認められる認知症高齢者が増加する中、必要な申立てを行うとともに、申立て費用及び後見人等報酬の助成についても対象を拡大したうえで対応することができたため。					
次年度の取組の方向性・改善内容	事業内容	<input type="checkbox"/> 改善 ● 現状維持 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 市長による申立てが必要と認められる認知症高齢者等について、適切に申立てを行うとともに、本人の資力がない場合、市長申立て事案に限らず申立て費用及び後見人等報酬を助成することで権利擁護を図る。				
	予算	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> その他 過去実績に基づき予算要求額を増額する。			見直し効果額	0